

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための独立行政法人の納付金の納付等に係る手続に関する期限の臨時特例に関する政令要綱

第一 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響に対応するため、国立研究開発法人日本医療研究開発機構、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構、独立行政法人統計センター及び独立行政法人住宅金融支援機構の納付金の納付等に係る手続に関する期限を延長する特例について定めるところ。(本則関係)

第二 この政令は、公布の日から施行すること。(附則関係)